



宮城学院女子大学

共生のための 多様性宣言



宮城学院女子大学 共生のための多様性宣言

宮城学院女子大学は、本学に集うすべての学生の多様性と尊厳・人権を尊重します。年齢、信条、障害、エスニシティ、性的指向・性自認など、個人の特性や文化的背景を尊重し、そのための環境づくりに最善を尽くします。

共生のための多様性宣言に基づく基本方針

1. 自己決定を尊重します。

各個人の特性に関わる情報の開示・非開示、またそれらの表現については、当事者の意思が尊重されるものであり、他者から不当に侵害されることがあってはなりません。

2. 修学の妨げを取り除くために最善を尽くします。

本学で学ぶすべての学生にとって、修学の妨げとなる事柄は、適切なプロセスによる合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かれなければなりません（合理的配慮）。

宮城学院女子大学教育環境と人権を守るためのガイドライン

1 趣旨

宮城学院女子大学（以下「本学」という）は、「宮城学院女子大学倫理綱領」に則り、本学に学ぶ学生について、人としての尊厳を守り、安全かつ公正な環境の下で学生生活を送ることができるよう配慮する。本学教授会は、学生が学生生活において、人権侵害等のハラスメント行為によって被害を受けることを防止し、また被害を受けた者を救済することを目的として本ガイドラインを定める。学長はその実現に責任を負う。

2 定義

上のハラスメント行為による被害とは、教職員等が学生に対して、性的、身体的、人格的な差別的言動を行うこと、あるいは学習・研究指導、就職指導等の名の下に、職務・権限を逸脱して私的な介入や干渉を行うことによってもたらされるものを指し、行為者の意図の有無に拘らず、学生が不快・屈辱・脅威等を感じ、学生生活において支障を感じる状況をいう。本ガイドラインは、本学が行う教育、本学の責任下で行われるボランティア、就職活動、インターンシップ等、および本学のサークル活動に適用する。

なお、卒業生が在学中に被った被害も本ガイドラインの対象とする。

3 被害の予防

学長は、教育研究機関に勤務する者の職務・権限に対する自己規律の意識を高め、自己点検を促すために、関係機関に指示して次のことを行わせる。

- (1) 大学構成員の人権尊重意識を高めるために、啓発・研鑽に資する諸活動を行うこと。
- (2) 教育環境の整備のために、被害を誘発しかねない施設・設備上の問題点を各部署で点検し、使用規程や留意事項を明確にし、周知をはかること。
- (3) 学習・研究等の指導の形態等について、各学科において、被害を誘発するおそれのある状況を点検し、防止策を講じ、周知をはかること。
- (4) その他、被害予防のための有効な措置をとること。

4 被害の相談と対応

大学は、被害の訴えへの早期対応のために、被害を容易に相談できる信頼に足る体制を整え、関係者の人権とプライバシーの保護への十分な配慮のもとに、迅速かつ適切な措置を講じる。問題の対応に携わる者は、人権尊重の立場に立って公正を旨とし、来談者に対してはその真意を受け止め、意思を尊重しつつ、原則として来談者の同意の下に問題の解決にあたる。なお、本人による直接の相談がない場合でも、ガイドラインによる対応が必要と判断される事態が発生した場合には、学長は関係者の人権を十分考慮して問題の取り扱い方を検討し、これを教授会に諮って適切な対策を指示する。

事案への対応は、次の流れに従う。

- ① 被害の相談は、各教員、クラス担任、学生相談・特別支援センター、投書等が窓口となる。
- ② 窓口で対応できない場合、相談を受けた者は相談の内容を検討委員会に報告する。検討委員会は、その扱いについての判断を行う。

③ 検討委員会において解決できない場合は、学長に報告し、調査委員会において対応する。調査委員会は、関係者から事情を聴取して、当事者間の解決の可能性を判断するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

④ 調査委員会において解決できない場合は、学長に報告し、対策委員会において対応する。対策委員会は、当事者の人権に十分な配慮をしながら、事案についての聴取記録等の諸資料を検討し、速やかに具体的対応策を含む報告書を作成して学長に提出する。

⑤ 学長は、対策委員会の報告書を教授会に上程し、事案に関する最終的な判断および対応を決定する。

⑥ 学長は、教授会の決定に基づき、謝罪、補償、権利の回復等、必要な措置を講じるとともに、再発防止のための方策を講じる。

窓口の任務、検討委員会、調査委員会、および対策委員会の組織と任務等、被害の相談と対応の詳細については別に定める。

5 自己点検

教授会は、本ガイドラインが有効に機能するよう、定期的に自己点検を実施する。また、「宮城学院女子大学ハラスメント防止委員会」を設置し、適宜、本ガイドラインの見直しを行う。

附 則

1. 本ガイドラインは、2013年4月1日より施行する。
2. 本ガイドラインの施行に伴い、1999年施行の「セクハラ防止等の、教育環境と人権を守るためのガイドライン」は廃止する。
3. 本ガイドラインは、2016年4月1日より改正施行する。
4. 本ガイドラインは、2020年4月1日より改正施行する。